

相 続 定 期 貯 金

お取扱期間 平成30年3月1日(木)～平成31年3月29日(金)

ご家族から受け継がれた
大切な貯金を
特別な金利プランで
お預かりいたします。

お預け入れ
期間

1年

店頭表示金利

プラス

0.3

%

税引前

※詳しくは裏面をご覧ください。

…笑顔と信頼 広げよう「ありがとう」の気持ち…

相続定期貯金のご案内

平成30年3月1日現在

商品概要

商品名	相続定期貯金
対象商品	スーパー定期貯金<単利型>または大口定期貯金
お取扱期間	平成30年3月1日(木)～平成31年3月29日(金)
ご利用いただける方	当JAまたは他金融機関での相続手続き完了から1年以内に、相続手続きにより受け取られた資金を原資としてお預け入れいただける方
お預入期間	1年(自動継続扱い)
お預け入れ金額	100万円以上、相続手続きにより取得した額までとなります。 ※既に当JAにお預け入れされている相続人様名義の貯金(相続によらない)でのお預け入れはできません。
適用金利	店頭表示金利 +0.3%(税引前) ※上乗せ金利は初回満期日まで適用し、自動継続後の金利は満期日(継続日)における対象定期貯金の店頭表示金利を適用いたします。
ご提示いただく書類 (写しても差し支えありません)	「お預け入れされる方が相続人であること」、「金融機関での相続手続きであること」、「お預け入れ資金が相続により取得した資金であること」を確認いたします。 1. 当JAで相続手続きをされた方は、ご本人確認書類・お届け印 2. 他金融機関で相続手続きをされた方 上記に加え、①遺産分割協議書 ②他金融機関に提出された相続手続き依頼書 ③戸籍謄本と被相続人様名義の解約済通帳または計算書など
その他	金利の変動などにより取り扱いを終了する場合があります。 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金が利息のお受取り時に差し引かれます。 中途解約時には当JA所定の中途解約利率を適用いたします。

※商品概要等、詳しくは各店舗へお問い合わせください。